

事務連絡
令和3年6月1日

技能検定委員・補佐員 様

岡山県職業能力開発協会
事務局長 神田 康弘
(公 印 省 略)

技能検定試験の実施における口座振込申請書の提出等について

平素より技能検定試験の実施にあたり、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

当協会では、技能検定委員及び補佐員として技能検定試験の実施にご協力いただいた方につきましては、当協会の規定に基づき謝金及び旅費をお支払いしているところですが、この度、手続の明確化を図ることといたしました。

つきましては、謝金及び旅費の受領に当たっては、口座振込申請書の記入要領をご確認の上、口座振込申請書（様式1）又は（様式2）を用いて申請してください。

支払いは、申請いただいた口座への銀行振込となります。

なお、口座振込申請書を既にご提出いただいている方につきましては、改めて口座振込申請書の再提出は不要ですが、申請内容に変更が生じている場合は、提出区分を「変更」として、速やかに再提出をお願いします。

○謝金ならびに旅費について

項目	謝金 試験日又は採点日	謝金 ※1 打合せ又は準備等	旅費
技能検定委員	8,000 円/日	7,000 円/日	協会の旅費規程に 基づき支給します
補佐員	7,000 円/日	6,000 円/日	

※1 打合せ又は準備等の謝金につきましては、協会より指示があった場合に限り支給します。

○提出書類

次のいずれかの申請書を提出してください。

口座振込申請書（様式1）… 本人名義の口座に振り込む場合に使用します。

個人所得として処理します。源泉徴収を行います。

口座振込申請書（様式2）… 法人名義口座に振り込む場合に使用します。

源泉徴収は行いません。

※様式1、2とも裏面には振込口座の通帳の写しの貼付をお願いします。

○提出先

〒700-0824

岡山県岡山市北区内山下二丁目3-10 アマノビル3階

岡山県職業能力開発協会 技能振興課

TEL:086-225-1547 FAX:086-234-1806

※必要事項を記入し、押印の上、原本を協会へ郵送してください。FAXでの提出はできません。

口座振込申請書（様式1）の記入要領

- 1 様式1で申請できる振込口座は、技能検定委員及び補佐員として従事いただいた方の本人名義の口座となります。本人名義以外の法人名義口座へお振込みする場合は、様式2にて申請してください。
 - 2 謝金は、給与の支払として、個人所得となります。所得税は源泉徴収され、源泉徴収票が作成されます。また、申請書に記入いただいた自宅住所が所在する各市区町村へ、給与支払報告書を提出いたします。ただし、旅費のみを支給される場合は、実費弁償として処理しますので源泉徴収の対象とはなりません。
 - 3 振込口座確認書類貼付欄に貼付けされた資料と記載内容に相違ないか提出前に必ずご確認ください。
 - ア 振込用の「店名・預金種目・口座番号」に誤りがあると、振込先に入金されず、組み戻しなどの手続や所定の手数料がかかります。その場合は、受取人に手数料をご負担いただきますので、記入の際はご注意ください。
 - イ 誤った口座へ振込された場合は、取消しはできませんのでご注意ください。
 - ウ 預金種目等がご不明な場合は、お手数ですが金融機関へお尋ねください。
 - エ ゆうちょ銀行の場合は、店名・預金種目・口座番号の表示が異なる場合もあります。ゆうちょ銀行へ振り込みを希望される場合は、「振込用」の「店名・預金種目・口座番号」の記入が必要になりますので、ご注意ください。
- (記入例)
- 振込できる場合 ⇒ 一九八支店 普通0123456
- 振込できない場合 ⇒ 11960-1234561
- ※ゆうちょ銀行間の送金で利用されている「記号（5桁）」「番号（8桁以下）」では、振り込みすることができません。
- 4 裏面の振込口座確認書類貼付欄へ通帳等の貼付がない場合は、受付できません。口座振込申請書へ内容の記載及び振込口座確認書類貼付欄へ通帳等の貼付がされていることが必要です。
 - 5 押印された申請書の原本が必要になります。必ず郵送等で協会までご提出ください。
 - 6 口座振込申請書の申請内容に変更が生じた場合は、提出区分を「変更」として速やかに協会まで再提出してください。
 - 7 口座振込申請書は、技能検定実施における謝金及び旅費を振込する以外の目的では利用しません。

問い合わせ先

岡山県職業能力開発協会 技能振興課

TEL：086-225-1547 FAX：086-234-1806

口座振込申請書（様式2）の記入要領

- 1 様式2で申請できる振込口座は、技能検定委員及び補佐員として従事いただいた方が、本人名義以外の法人名義口座へ振込を受領委任する場合に提出してください。本人名義口座へお振込みする場合は、様式1にて申請してください。
- 2 謝金は、報酬謝金扱いとして法人の収入金となり、個人所得にはなりません。このため、所得税は源泉徴収されません。また、旅費のみを支給される場合も、実費弁償として処理しますので源泉徴収の対象とはなりません。
- 3 振込通知等の書類は、委任された代理人へ送付します。
- 4 振込口座確認書類貼付欄に貼付けされた資料と記載内容に相違ないか提出前に必ずご確認ください。

ア 振込用の「店名・預金種目・口座番号」に誤りがあると、振込先に入金されず、組み戻しなどの手続や所定の手数料がかかります。その場合は、受取人に手数料をご負担いただきますので、記入の際はご注意ください。

イ 誤った口座へ振込された場合は、取消しはできませんのでご注意ください。

ウ 預金種目等がご不明な場合は、お手数ですが金融機関へお尋ねください。

エ ゆうちょ銀行の場合は、店名・預金種目・口座番号の表示が異なる場合もあります。ゆうちょ銀行へ振り込みを希望される場合は、「振込用」の「店名・預金種目・口座番号」の記入が必要になりますので、ご注意ください。

（記入例）

振込できる場合 ⇒ 一九八支店 普通0123456

振込できない場合 ⇒ 11960-1234561

※ゆうちょ銀行間の送金で利用されている「記号（5桁）」「番号（8桁以下）」では、振り込みすることができません。

- 5 裏面の振込口座確認書類貼付欄へ通帳等の貼付がない場合は、受付できません。口座振込申請書へ内容の記載及び振込口座確認書類貼付欄へ通帳等の貼付がされていることが必要です。
- 6 押印された申請書の原本が必要になります。必ず郵送等で協会までご提出ください。
- 7 口座振込申請書の申請内容に変更が生じた場合は、提出区分を「変更」として速やかに協会まで再提出して下さい。
- 8 口座振込申請書は、技能検定実施における謝金及び旅費を振込する以外の目的では利用しません。

問い合わせ先

岡山県職業能力開発協会 技能振興課

TEL：086-225-1547 FAX：086-234-1806